

6. 実践中の府立高校から学ぶ

府立朱雀高校の取組

平成19・20年度 文部科学省 高等学校における発達障害支援モデル事業 指定校
特別でない「特別支援教育」の実践
<http://www1.kyoto-be.ne.jp/suzaku-hs/zen/sne.html>
学校のホームページで詳しい取組内容を紹介



府立城陽高校の取組

平成22・23年度 文部科学省 特別支援教育総合推進事業（高等学校における発達障害のある生徒への支援事業）指定校
「発達障害及びその疑いのある生徒への効果的な支援方法と、それを踏まえた全校生徒への活用方法の研究」
<http://www1.kyoto-be.ne.jp/jyouyou-hs/>
学校のホームページで平成22年度の取組内容を紹介



7. 府立特別支援学校内にある地域支援センターからの助言・援助を活用する

府内すべての特別支援学校には、地域支援センターが設置され、専任のコーディネーターが配置されていますので、積極的に連携を図り、専門的な助言や援助を活用しましょう。

京都府の特別支援教育のサポート拠点として、府立宇治支援学校内に専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」が設置されています。

府立宇治支援学校



8. 高等学校における特別支援教育の推進に関する法令等

学校教育法（一部改正：平成19年6月27日 法律第96号） 第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号（特別支援学級を置くことができる規定：省略）のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示） 第1章 総則 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

京都府教育振興プラン（平成23年1月策定） 重点目標4：一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

(12)特別支援教育の推進
すべての学校(園)において、障害のある子どもの支援の在り方等について検討を行う校(園)内委員会や、学校内外の関係者との連絡調整などを行う特別支援教育コーディネーター、各特別支援学校に設置された地域支援センターなどを活用しながら、発達障害を含む障害のある子どもを支援します。

※京都府教育委員会で発行・配布している資料等も参考にしてください。

高校教育課 ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/>
特別支援教育課 ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/cms/>
京都府総合教育センター ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/index.html>

京都府教育委員会 お問い合わせ先 高校教育課 指導第1担当 075(414)5850

高等学校における 特別支援教育の推進

— 「つながる」京都府の特別支援教育 —

このような生徒の行動に気づいたことはありませんか？

学習面で

- ・学習課題（プリント類）をよく紛失する。
- ・黒板の内容をノートに書き取るのに時間がかかる。
- ・文字や行をとばして読んでしまうことがある。

生活面で

- ・言いたいことを一方的に話し、会話にならない。
- ・突然の環境の変化や予定の変更にうまく対応できない。
- ・音や光に対して過敏である。

「発達障害」についての正しい理解と、その視点を踏まえた「気づき」が大切です。

「気づき」を学校全体で協働した「支援」につなげましょう！

平成23年3月
京都府教育委員会

1. 発達障害についての正しい理解のために

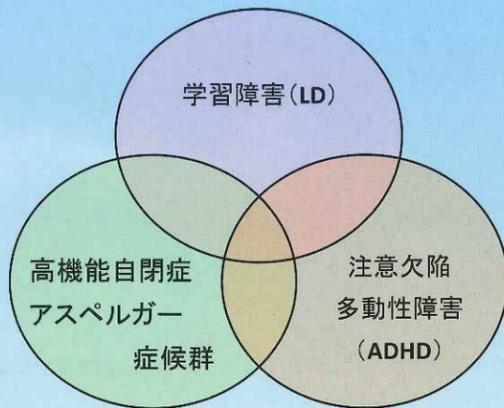
発達障害とは

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を総称して「発達障害」と呼んでいます。主な発達障害の一般的な特徴は下図のとおりです。

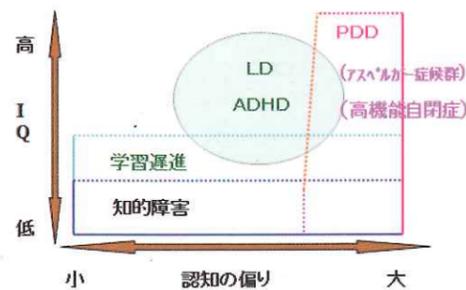
これらの障害はいくつかの症状が重なって現れることもあり、高校生になると、障害によるものかどうか判断しがたい場合もあります。さらに、発達障害のある生徒は障害のあることに気づかれにくく、その行動の原因がわからないため、教職員や友人から誤解されてしまうことがあります。

発達障害の特性を理解し、どのような支援が必要か学校全体で考えていきましょう。

発達障害の概念図



「知能指数(IQ)」と「認知の偏り」との関係



学習障害(LD)とは

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示すもの。

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

広汎性発達障害(PDD)とは

世界保健機構が定めたICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10版)やアメリカ精神医学会の診断・統計マニュアル第4版(DSM-IV)で採用されている概念で、自閉症をはじめアスペルガー症候群などはこの広汎性発達障害に分類されています。

高機能自閉症とは

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

アスペルガー症候群とは

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの。

2. 「支援」につながる「気づき」のために

- (1) 一人ではなく複数の教職員による「気づき」
- (2) 生徒の自己理解(得意なこと、苦手なこと)につながる「気づき」
- (3) 二次的な障害(※)予防のための早期の「気づき」

※二次的な障害とは…

高等学校では、これまで障害の特性に応じた支援がなされていない場合、誤解されやすい二次的な障害として、繰り返し失敗し、挫折感を味わい意欲を持てなくなったり、反抗的な態度等が現れたりしている場合もあります。対応方法の一つとして、成功につながるような支援を行い、成功体験を数多く積めるように指導の方法を工夫しましょう。

発達障害の特性等を正しく理解して、特別な支援を要する生徒の存在への「気づき」の意識を持ちましょう。

3. 「気づき」を「支援」へつなぐために

- 情報の共有 気づいた情報は教職員間で共有しましょう。
- 協働による支援 一部の教職員や分掌だけの支援ではなく、学校全体で協働した支援にしましょう。
- 関係機関との連携 必要に応じて、専門医や専門家とも連携し、助言・指導を受けましょう。

★支援の基本姿勢

- ◆専門医の診断等により原因をはっきりさせることも大切ですが、「この生徒に学校として何ができるか？」について教職員が協働し、できる支援からはじめていきましょう。
- ◆教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校内における温かい人間関係づくりに努めましょう。

4. 「支援」を学校全体で協働したものにするために

校内委員会の設置

特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握、支援内容を検討し、組織的な校内体制の中心となって機能する委員会を設置します。

特別支援教育コーディネーターの指名

すべての府立高校で1名以上指名されています。関係機関との相談調整の窓口、校内委員会を運営するなど、総合的な支援の調整・まとめ役を担います。

個別の指導計画

学校の教育課程において、生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を具体的に表した指導計画を作成します。

個別の教育支援計画

上記の個別の指導計画とは異なり、在学中のみならず、高校卒業後も見通した視点に立ち、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して生涯にわたり一貫した支援をするためのもので、学校が中心となって関係機関と密接に連携して作成します。

※詳しい作成方法等については、京都府教育委員会発行の「すべての子どものよりよい学びをめざして」のリーフレットに掲載しておりますので、併せてご活用ください。

5. 学校の活性化につながる特別支援教育を目指して



学校全体で協働した特別支援教育の取組

↓
支援の質の向上と継続性が確保
↓
学習指導、生徒指導、進路指導、
その他の学校機能なども充実
↓
学校全体が活性化